



社会福祉
法人

舞鶴市社会福祉協議会

心ふれあう福祉のまちづくり

私達、社会福祉協議会〔略称 社協〕は、
地域の皆さんやボランティアの皆さんとともに地域福祉活動をすすめる民間の組織です。



社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年(1951年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、設置されています。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様の他、民生児童委員、行政、自治会長、ボランティア、社会福祉施設等の社会福祉関係者の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することの出来る「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

例えば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。



社会福祉
法人

舞鶴市社会福祉協議会

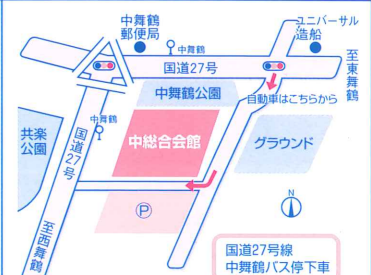
(舞鶴市ボランティアセンター)

〒625-0087 舞鶴市字余部下1167(中総合会館 3F)

TEL.0773-62-7044 FAX.0773-62-7039

E-mail maizuru-shakyo@jasmine.ocn.ne.jp

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp/maizuru/>



高齢者を対象とした福祉活動

- 紙おむつ購入割引券の配付
- 紙おむつ購入補助券の配付
- 減塩梅干・減塩味噌の配付
- 福祉機器の貸し出し
(車いす、エアマット、吸引器、ポータブルトイレ他)
- 食事サービス活動
- 福祉と健康を守る集い
- 要介護高齢者への友愛訪問の実施
- 介護講座の実施
- 高齢者見守り隊事業の実施
- 福祉親善ゲートボール大会の実施



福祉教育の推進

- 福祉教育推進校助成事業の実施
- 社会福祉体験学習の実施
- 学校での福祉・ボランティア学習会、PTA研修会、総合学習に協力
- 研修の受け入れ



地域福祉活動・組織化活動の推進

- 地区社会福祉協議会や小地域福祉推進組織と住民福祉活動を実施
- 福祉施設と地域との交流活動への助成
- 赤い羽根共同募金運動・歳末友愛運動の実施と配分



過疎地における福祉活動の推進

- 舞鶴市過疎地住民福祉委員会の活動の支援
(福祉の地域づくり女性交流会、明日の村づくりを考える集い、福祉の地域づくり視察研修会、機関紙「むらづくり」の発刊)
- ふれあい交流会の開催
- 各住民福祉推進組織で実施されるネットワーク研修会、各種集い、講座等に協力



障がい者を対象とした福祉活動

- 障がい児・者スポーツ、レクリエーション活動に協力
- 障がい児童を抱える当事者組織への支援
- 障がい児・者地域活動支援事業の実施
- 障がい者週間の広報・啓発



- 関係福祉団体、施設事業への協力
- 福祉送迎サービス
- 福祉車両の貸し出し
- 精神障がい者のふれあいサロンへの支援
- 難病者互助会への支援

ふれあいは やさしい心と 言葉から

福祉サービス利用援助事業の推進

- 要支援者への金銭管理による日常生活の支援
- 事業の普及活動の実施
- 生活支援員の増員と資質向上研修の実施



訪問介護事業及び居宅介護支援事業の実施

- 介護保険法に基づく生活援助及び身体介護
- ケアプランの作成、要介護認定調査
- 障害者自立支援法に基づく生活援助及び身体介護

障害児通園施設さくらんぼ園の運営

- 就学前の発達に障がいのある子どもへの療育
- 保護者への療育相談の実施

女性・児童を対象とした福祉活動

- 児童福祉活動及び子育て支援活動
(サロン、集い、懇談会等)の実施
- 母子福祉会事業への援助
- 父子福祉会事業への援助
- 認可外保育所等への整備助成
- 少年の主張大会への協力
- 交通安全看板の整備
- 児童週間の啓発



生活福祉活動の推進

- ふれあい福祉センターの総合相談窓口の開設
- 応急援護資金及び生活福祉資金の貸し付け相談の実施



ボランティア活動の振興

- ボランティア養成講座の開催
- ボランティア研修会、交流会等を開催
(ボランティア活動フォーラム、
ボランティア先進地視察研修、ボランティア活動をすすめる集い)
- ボランティアセンター運営委員会の開催
- 災害時ボランティア活動の体制作りの実施
- 「防災とボランティアの日」の福祉救援ボランティア活動(災害想定)プログラムの実施
- ふれあいバザーの開催 ● ボランティアグループへの支援
- 歳末ボランティア実践活動の実施 ● 家族でボランティア体験事業の実施
- ボランティアグループの登録、需給調整を推進 ● 施設ボランティア活動に協力



社会福祉協議会の活動原則は

社会福祉協議会は、次の原則を踏まえ、各地域の特性を生かした活動を進めます。

住民ニーズ基本の原則

広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動を進めます。

住民活動主体の原則

住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動を進めます。

民間性の原則

民間組織としての特性を活かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動を進めます。

公私協働の原則

公私の社会福祉及び保健、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動を進めます。

専門性の原則

地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動を進めます。



社会福祉協議会は

民間組織として活気のある運営と事業の推進を図るために住民の皆さんから寄せられた会費や寄付金

共同募金による地域福祉配分金

民間
財源

公的
財源

事業の公共性に基づいて行政から交付される補助金・委託金

により運営しています。